

町政モニター感想文 ⑥

伴 谷 武

町の事を知りたくて、軽い気持ちでモニターに応募、色々な人の話を聞いてみると皆さん熱心で感心しました。

町政は良くて当たり前、空気のようなもので人間の価値観は千差万別、性別、年齢、環境によってそれぞれの考えが異なります。要は、町政に対する満足度は各々の欲求が満たされることではないかと思います。

さて、熊野町で生活して、他に誇れるものはなんだろうかと考えてみました。

当町は、標高も高く夏涼しく、自然が多く、空気のきれいなこと（特産品は除く）くらいしか見当たりません。道路事情は悪く、上下水道料金等はどこよりも高く、年代に応じたレクリエーション施設も少ない。広島のベッドタウ



▲平成13年度町政モニターの様子

（企画課 TEL 820-5602）

ンとして位置付けるのならば、良い面をきらに伸ばし、悪い面は具体的に一つ一つ片付け

ていけば、熊野町は日本一の町になるのではないでしょう。町側は、住民が何を望んでいるのか、住民は、町側が何をしようとしているのか、

お互いによく理解し合い、手を取り合って行政を進めていくことが大切だと思います。

本モニター制度もそのためにあるのですから、色々試行しながら立派な制度になることを祈ります。

なお、平成14年3月に市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の一部改正があり、住民発議制度に関する次の2つの部分が改正されました。

（企画課 TEL 820-5602）

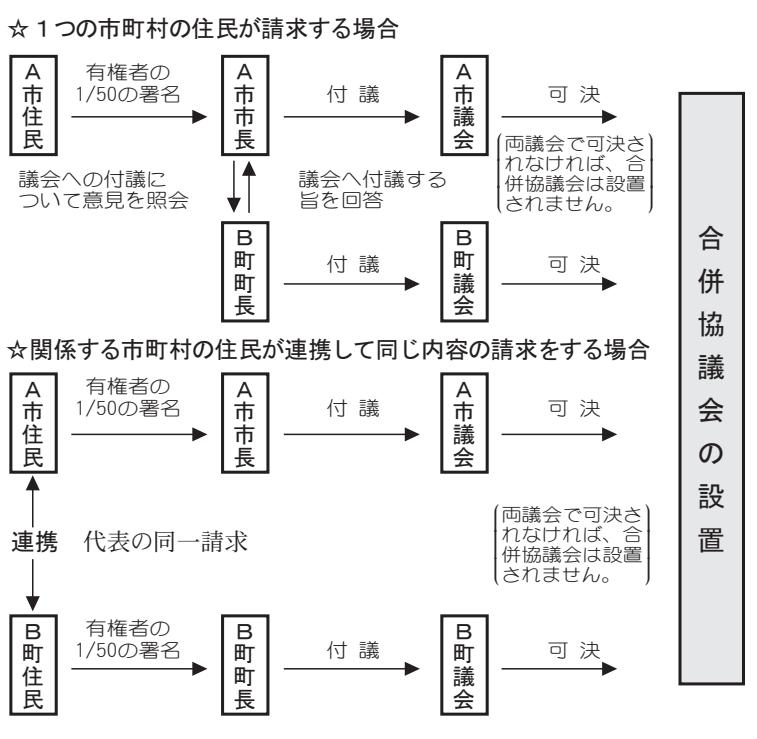
シリーズ 市町村合併 13

住民発議制度

住民発議制度とは、市町村の合併について、行政主導だけではなく、住民等の立場からも市町村の合併を進められるようにした合併協議会の設置に関する直接請求制度です。

有権者の50分の1以上の署名をもつて、合併協議会の設置を請求でき、請求の手続きには、下図の2通りがあります。

なお、平成14年3月に市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の一部改正があり、住民発議制度に関する次の2つの部分が改正されました。



- ① **議会の議案審議における請求代表者等への意見陳述の機会の保障**
 - 住民発議を行った請求代表者は、議会の議案審議において、意見を述べる機会が与えられます。
- ② **住民投票制度の導入**
 - 住民発議による合併協議会設置の議案を議会で否決された場合に、有権者は6分の1以上の署名をもつて、合併協議会設置について住民投票を行うことができ、この投票において、意見を述べる機会が与えられます。

住民発議による合併協議会設置の議案を議会で否決された場合に、有権者は6分の1以上の署名をもつて、合併協議会設置について住民投票を行うことができ、この投票において、意見を述べる機会が与えられます。

上記の署名をもつて、合併協議会設置について住民投票を行なうことができ、この投票において、有効投票総数の過半数の賛成があつた場合には、議会が可決したものとみなし、合併協議会が設置されます。